

（表）

| | |
|---|-------------------|
| 9 cm | |
| 身 分 証 明 書 | |
| 第 号 | |
| 写 真 | 出 給 |
| | 所 属 職 名 氏 名 |
| 年 月 日 生 | |
| 上記の者は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例第28条第1項の規定により立入検査を行う者で あることを証明する。 | |
| 年 月 日 | |
| 栃 木 県 知 事 印 | |

（裏）

| |
|---|
| 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生に関する条例抜粋 |
| （立入検査等） |
| 第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て 等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等 の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う 場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に 質問させることができる。 |
| 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者にこれを提示しなければならない。 |
| 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも のと解釈してはならない。 |